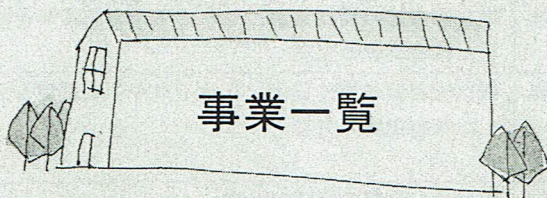


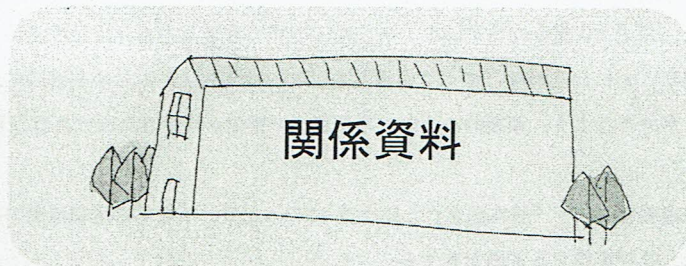
事業一覽



| 事業名 | 具体的な取組 | 新規 拡充 | 担当課等 |
|----------------------------------|---|----------|----------------------------------|
| 1-(1) 家庭における読書活動の推進【重点取組】 | | | |
| ブックスタート事業の充実 | BCG接種時に、絵本、おすすめ本リスト等が入っているブックスタートパックを赤ちゃん（保護者）に配付 | | 中央図書館 こども健康課 |
| 幼児期における読書活動啓発事業の充実 | 3歳児健康診査時に、読書活動の啓発のため、ブックリスト等を配付 | 拡充 | 中央図書館 こども健康課 |
| 保護者向け読み聞かせ講座の実施 | 親子参加のおはなし会で保護者に読み聞かせの大切さ、読み聞かせについてのアドバイスを伝える | 新規 | 中央図書館 |
| 親子で楽しめる読書啓発イベントの充実 | 市立図書館に親しんでもらう企画の実施 | | 中央図書館 |
| | 「作家と遊ぼう」等の魅力あるイベントの充実 | | |
| | おはなし会等の実施 | | |
| 1-(2) 地域における読書活動の推進 | | | |
| 文庫の読書環境の充実 | 地域文庫への団体貸出 | | 中央図書館 |
| 病院や児童福祉施設の読書環境の充実 | 市立図書館の団体貸出、リサイクル本制度等を活用した読書環境の充実 | | 中央図書館 |
| 青少年の家、愛らんの読書環境の充実 | 市立図書館の団体貸出、リサイクル本制度等を活用した読書環境の充実 | | こども育成課 保育運営課 中央図書館 |
| コミュニティセンターや、愛らんの子どもが本に親しむ事業の実施 | おはなし会等の事業の充実 | | 地域コミュニティ支援課 ・各行政センター 保育運営課 |
| 1-(3) 市立図書館における読書活動の推進 | | | |
| 子ども読書活動の意義の啓発 | 子ども読書の日に合わせての行事の開催 | | 中央図書館 |
| | 市民配付物等に分かりやすいPRの検討、実施 | | |
| 図書資料の充実 | 乳幼児から高校生までの各年齢層に対応した資料の選定・収集 | | 中央図書館 |
| | 季節や行事、話題になっているテーマなどに沿った魅力ある本の展示 | | |
| | 電子書籍の利活用の動向に注視 | | |
| 児童図書館の環境整備 | 児童図書館のあり方についての検討（施設改善、業務改善、適正人員配置） | | 中央図書館 |
| 支援を必要とする子どもの読書活動の推進 | 点字絵本・布絵本等を収集 | | 中央図書館 |
| | 視覚障害者等用資料の相互貸借 | | |
| | 郵送貸出・宅配サービスの周知 | | |
| 外国籍の子どもの読書活動の推進 | 外国籍の子どもが日本の暮らしや母国のことを理解できるような資料の収集 | | 中央図書館 |
| | 外国語資料コーナーの設置 | | |

| 事業名 | 具体的な取組 | 新規 拡充 | 担当課等 |
|------------------------------------|---|----------|-------------------------------------|
| 2-(1) 保育園・幼稚園における読書活動の推進 | | | |
| 園児が本に親しむ環境の整備 | 園文庫・図書コーナーの設置・充実 | | 保育運営課 教育・保育支援課 教育指導課 中央図書館 |
| | 市立図書館のリサイクル本制度を活用した読書環境の充実 | | |
| | 市立図書館の団体および特別貸出制度の利用の促進 | | |
| 園児が読書に親しむための機会の充実 | 日常保育の中での読み聞かせの充実や、ボランティアによるおはなし会の実施 | | 保育運営課 教育・保育支援課 教育指導課 |
| | 家庭への絵本の貸出の実施 | | |
| | 保育士および教諭に対する研修の充実 | | |
| 保護者への啓発 | 園行事や懇談会、園だより等を通しての啓発や情報提供の充実 | | 保育運営課 教育・保育支援課 教育指導課 |
| 市立図書館訪問の充実 | 園児が市立図書館を訪問する機会の充実 (おはなし会・利用案内・図書の貸出等) | | 保育運営課 教育・保育支援課 教育指導課 中央図書館 |
| 2-(2) 小中学校における読書活動の推進【重点取組】 | | | |
| 魅力ある学校図書館づくり | 学校図書館資料の充実 | | 教育指導課 教職員課 |
| | 蔵書情報のデータ化の検討 | | |
| | 学校司書の配置 | 拡充 | |
| | 学校図書館ボランティア活動の推進 | | |
| | ボランティア・図書委員会による所蔵図書の整理 | | |
| | 実践例を情報共有し魅力ある配架の推進 | | |
| | 専任の司書教諭の配置を県に要望 | | |
| 読書習慣を確立するための読書活動の推進 | 学校における「読書の時間」の奨励 | | 教育指導課 |
| | 読書感想文・感想画コンクール、読書感想画展の開催 | | |
| 学校図書館に関わる職員に対する研修の充実 | 学校司書・司書教諭の研修会・情報交換会の充実 (経験に応じた研修の実施) | | 教育指導課 教育研究所 |
| | 読書活動推進のための教員研修の実施 | | |
| | 学校図書館を利活用した授業に関する研修の実施 | | |
| 学校と市立図書館の連携強化 | 学校司書と市立図書館職員の情報交換および連携 | 新規 | 中央図書館 教育指導課 |
| | ブックリスト配付の充実 (利用される工夫、意義の啓発) | | |
| | 授業での市立図書館資料の活用 (市立図書館資料の利用方法の改善) | 拡充 | |
| | 学校と市立図書館間の図書配送便の実施 | 新規 | |
| | 市立図書館訪問の充実 (利用案内・図書の貸出) | | |
| | 市立図書館利用の促進 | | |

| 事業名 | 具体的な取組 | 新規 拡充 | 担当課等 |
|-------------------------------|--|----------|-----------------|
| 2-(3)高等学校における読書活動の推進 | | | |
| 学校図書館の利用の促進 | 新入生を対象としたガイダンスの実施 | | 教育指導課 |
| 推薦図書リストの作成、公開 | 学校（教員・生徒）作成の推薦図書リストを市立図書館に配架 | | 中央図書館 |
| 市立図書館資料の活用 | 市立図書館の特別貸出の利用促進 | 拡充 | 中央図書館 |
| | 市立図書館の郷土資料による授業の実施 | | |
| 市立図書館利用の促進 | 市立図書館利用案内等の配付 | | 中央図書館 |
| | 市立図書館を利用した高校生向け講座の実施 | | |
| 2-(4)特別支援学校における読書活動の推進 | | | |
| 特別支援学校における読書環境の充実 | 子どもの発達の段階や特性に応じた蔵書の充実 | | 支援教育課 |
| 特別支援学校における本に親しむ機会の充実 | 教員やボランティアによる読み聞かせ活動等の推進 | | 支援教育課 |
| 特別支援学校と市立図書館の連携強化 | 市立図書館訪問の充実 （読み聞かせ・利用案内・図書の貸出等） | | 中央図書館 支援教育課 |
| | 市立図書館利用の促進 | | |
| 3-(1)博物館・美術館等と連携した取組 | | | |
| 市立博物館と市立図書館の連携 | 市立博物館と市立図書館の資料を活用した「わくわく「ムシ」たんけん」等の行事の実施 | | 博物館運営課 中央図書館 |
| 市立美術館と市立図書館の連携 | 市立美術館での絵本原画展等の開催に合わせて、市立図書館で展示とブックリストを作成して配付 | | 美術館運営課 中央図書館 |
| 3-(2)社会教育関係団体等と連携した取組 | | | |
| 市立図書館ボランティアの活動支援 | 児童サービス講座の開催 | | 中央図書館 |
| 文庫の活動支援 | 文庫連絡会と市立図書館との新刊ブックトークの共催（地域文庫への活動支援） | | 中央図書館 |
| 学校図書館ボランティアの養成 | 学校図書館ボランティア養成講座の実施 | | 教育指導課 |
| 各種団体や企業等との連携 | 各種団体や企業等と連携した情報発信 | | 中央図書館 |



1 根拠法令

(1) 子どもの読書活動の推進に関する法律

(目的)

第1条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第2条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第3条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第6条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第7条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第8条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第11条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

○ 衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

1 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。

2 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。

3 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。

4 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。

5 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。

6 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

※ _____ は、関係箇所を示すため、横須賀市教育委員会で記載したものです。

2 参考データ

(1) 学校(園)数・児童生徒数(平成29年4月1日現在)

| 区分 | 学校・園数 | 児童生徒数 | |
|--------|-------|--------|-------|
| 小学校 | 46 | 18,615 | |
| 中学校 | 23 | 9,920 | |
| 高等学校 | 1 | 1,175 | |
| ろう学校 | 1 | 16 | |
| 養護学校 | 1 | 46 | |
| 幼稚園 | 公立 | 2 | 84 |
| | 私立 | 31 | 4,917 |
| 保育園 | 公立 | 11 | 875 |
| | 私立 | 27 | 2,359 |
| 認定こども園 | 公立 | — | — |
| | 私立 | 11 | 1,562 |

※私立幼稚園：平成29年5月1日現在

(2) 人口・世帯数・市域面積(平成29年4月1日推計人口)

[人口] 401,285人

[世帯数] 166,584世帯

[市域面積] 100.83km²

3 計画の検討体制

(1) 横須賀市子ども読書活動推進計画改定検討委員会

横須賀市子ども読書活動推進計画の改定検討を行う組織で、学識経験者、専門的知識を有する者、関係団体の代表者、公募市民、小中学校の校長で構成し、計画の内容を専門的、総合的に検討しました。

◎=委員長 ○=副委員長

| | 氏名 | 役職 |
|----|-------|---|
| ◎1 | 千 錫烈 | 学識経験者 (関東学院大学社会学部 准教授) |
| 2 | 新平 鎮博 | 専門的知識を有する者 (独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 情報・支援部 上席総括研究員) |
| 3 | 川口 香世 | 子ども読書活動推進実践者 (よこすかおはなし会 ボランティア代表) |
| 4 | 江間 徹郎 | 公募市民委員 |
| 5 | 川名 亘子 | 公募市民委員 |
| ○6 | 米持 薫 | 市立小学校校長会代表 (久里浜小学校校長) |
| 7 | 一柳 直行 | 市立中学校校長会代表 (追浜中学校校長) |

(2) 第3次子ども読書活動推進計画検討プロジェクト会議

子ども育成部および教育委員会事務局の職員による庁内組織で、計画案などを検討しました。

横須賀市子ども読書活動推進計画改定検討委員会条例

(設置)

第1条 子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）第9条第2項に規定する市町村子ども読書活動推進計画として策定された横須賀市子ども読書活動推進計画の改定に関し、教育委員会の諮問に応ずるため、本市に地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定による附属機関として、横須賀市子ども読書活動推進計画改定検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、委員7人以内をもって組織する。

2 委員は、市民、学識経験者、専門的知識を有する者、関係団体の代表者及び小中学校の校長のうちから教育委員会が委嘱する。

(委員長等)

第3条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員が互選する。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

(委員以外の者の出席)

第5条 委員会において必要があるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(その他の事項)

第6条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の同意を得て委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、平成30年3月31日限り、その効力を失う。